

## 北海道農薬指導士認定事業実施要領

制定 昭和63年3月8日付け農改第2399号農務部長通達  
最終改正 令和7年2月3日付け技普第1263号農政部長通知

### 第1 趣旨

この要領は、北海道農薬指導士認定事業実施要綱（昭和63年3月8日付け農改第2399号（以下「要綱」という。）に定める農薬指導士の認定の実施に関し必要な事項を定める。

### 第2 農薬指導士認定研修（特別研修）の受講資格

要綱第3の1の（1）に規定する特別研修を受講する者は、次の要件を満たさなければならない。

#### 1 取扱業者

取扱業者は、次の（1）から（4）までのいずれにも該当する者でなければならない。

- （1）満20歳以上の者であること。
- （2）農薬販売業者、防除業者又はゴルフ場等事業者等並びにその従業員（以下、「取扱業者」という。）であって現にその業務に従事し2年以上の経験を有する者であること。
- （3）おおむね過去3年間に農薬による事故を起こしたことがないこと。
- （4）農薬取締法、毒物及び劇物取締法に違反して営業停止の処分を受け、その処分の日から1年を経過しない営業所等の職員でないこと。

#### 2 指導者

地方公共団体に所属し、農薬の安全・適正使用の指導に係る業務に2年以上従事した者でなければならない。

### 第3 研修の開催

要綱第3の1の（1）及び（2）に規定する研修は毎年度開催するものとし、開催方法等については別途定めるものとする。

### 第4 特別研修受講及び認定更新等の手続き

#### 1 農薬指導士認定研修（特別研修）

取扱業者の所属長、取扱業者が所属する団体の長及び指導者の所属長は、別記第1号様式を、北海道電子自治体共同システムによる申請（以下、「電子申請」という。）又は郵送により北海道病虫害防除所（以下、「防除所」という。）に提出するものとする。

## 2 農薬指導士認定研修（一般研修）

（1）認定期間の更新を希望する者は、一般研修を終了した後、別記第2号様式を、電子申請又は郵送により防除所に提出するものとする。

また、要綱第3の1の（2）のアのただし書に該当する者は、認定期間内に受講できなかった理由書を添付するものとする。

（2）「防除指導員」、「農薬安全コンサルタント」、「緑の安全管理士」又は「樹木医」の資格を有し、新たに指導士の認定を受けようとする者は、一般研修を終了した後、別記第3号様式を電子申請又は郵送により防除所に提出するものとする。

## 第5 認定試験の実施及び合格判定基準

- 1 認定試験問題は、研修講義を担当する道関係職員及び学識経験者等が協議し、作成するものとする。
- 2 試験時間は1時間とし、試験は100点満点で採点するものとする。
- 3 認定試験の合格は、70点以上の者とする。

## 第6 認定証の交付及び返納

- 1 防除所は、別記第5号様式による認定証を、認定試験に合格した者及び一般研修を終了した者に電子メール又は郵送により交付するものとする。なお、認定試験に合格しなかった者には電子メール又は郵送によりその旨通知するものとする。
- 2 指導士は、認定証を滅失又は汚損したときは防除所にその旨を届け出て、認定証の再交付を受けることができる。
- 3 指導士が取扱業者又は指導者でなくなったとき、又は要綱第3の5による認定の取り消しを受けた場合は、速やかに認定証を防除所に返納しなければならない。

## 第7 他の都府県からの転入者に対する認定証の交付

要綱第3の4に基づき、指導士の認定を希望する取扱業者の所属長、取扱業者が所属する団体の長及び指導者の所属長は、別記第4号様式を防除所に提出するものとし、防除所は、別記第5号様式による認定証を交付するものとする。

なお、この場合の認定期間は、他の都府県において農薬管理指導士等として認定された期間を限度とする。

## 第8 指導士の任務

指導士は、取扱業者（指導士の認定を受けた者を除く）及び農薬使用者に対し農薬安全使用に関する知識の普及及び法令等の遵守についての指導を行うものとする。

この場合において、次の1から7までに掲げる事項を十分留意するものとする。

- 1 農薬の特性に関する正しい知識
- 2 病害虫及び雑草の防除等に関する正しい知識
- 3 農薬使用に伴う人畜に対する危害及び被害の防止
- 4 農業取締法、その他農薬に関する法令の遵守
- 5 道が作成した病害虫・雑草防除ガイド等の遵守
- 6 農薬取締法第26条に規定する指定を受けた農薬に関する安全使用
- 7 その他必要な事項

付則 この要領は昭和63年3月8日から施行する。

付則 この要領は平成10年12月9日から施行する。

付則 この要領は平成11年10月7日から施行する。

付則 この要領は平成12年12月28日から施行する。

付則 この要領は平成13年12月19日から施行する。

付則 この要領は平成16年3月31日から施行する。

付則 この要領は平成19年12月6日から施行する。

付則 この要領は平成21年12月4日から施行する。

付則 この要領は令和4年12月2日から施行する。

付則 この要領は令和5年11月13日から施行する。

付則 この要領は令和7年2月3日から施行する。

(別記第1号様式)

北海道農薬指導士認定研修（特別研修）受講推薦書

年 月 日

北海道知事 様

推薦団体（業者）名

代表者氏名

北海道農薬指導士認定事業実施要領の第4に基づき、次の者を推薦します。

記

- 1 住所
- 2 氏名
- 3 生年月日
- 4 勤務する営業所等の名称、住所及び電話
- 5 業務従事期間  
年 月 から 年 月
- 6 受講者が起こした農薬事故の有無  
無・有（事故を起こした年月 年 月）
- 7 勤務する営業所等が法令に違反し営業停止の処分を受けたことの有無  
無・有（処分を受けた年月 年 月）
- 8 所属する「関係団体」の有無（有の場合は名称を記載してください。）  
有（名称 ）・無

(別記第2号様式)

北海道農薬指導士認定更新申請書（一般研修）

年 月 日

北海道知事 様

更新申請者  
住所  
氏名  
生年月日 年 月 日

北海道農薬指導士認定事業実施要領の第4に基づき、認定期間の更新を申請します。

記

- 1 北海道農薬指導士認定年月日及び番号  
年 月 日 第 号
- 2 勤務先（営業所等の名称）  
住所  
名称  
電話
- 3 研修履歴、その他資格
- 4 勤務先が所属する「関係団体」の有無（有の場合は名称を記載してください。）  
有（名称 ） ・ 無

(別記第3号様式)

北海道農薬指導士認定申請書 (一般研修)

年 月 日

北海道知事 様

認定申請者

住所

氏名

生年月日 年 月 日

北海道農薬指導士認定事業実施要領の第4に基づき、認定を申請します。  
記

1 資格の種類

- 防除指導員 ( )  
農薬安全コンサルタント ( )  
緑の安全管理士 ( )  
樹木医 ( )

※該当する資格にレ印を記入し、( ) 内に加入団体を記入してください。加入団体のない場合は、記入不要。

2 資格取得年月日及び番号

年 月 日 第 号

3 勤務先 (営業所等の名称)

住所

名称

電話

4 研修履歴、その他資格

5 勤務先が所属する「関係団体」の有無 (有の場合は名称を記載してください。)

有 (名称 ) ・ 無

(注) 資格を証明する書類の写しを添付すること。

(別記第4号様式)

北海道農薬指導士認定証交付申出書

年 月 日

北海道知事 様

団体（業者）名  
代表者氏名

北海道農薬指導士認定事業実施要領の第7に基づき、次の者について認定証の交付を申し出ます。

記

- 1 住所
- 2 氏名
- 3 生年月日
- 4 勤務する営業所等の名称、住所及び電話
- 5 業務従事期間  
年 月 から 年 月
- 6 当該者が起こした農薬事故の有無  
無・有（発生年月 年 月）
- 7 勤務する営業所等が法令に違反し営業停止の処分を受けたことの有無  
無・有（処分を受けた年月 年 月）

(注) 他の都府県による農薬管理指導士等の認定証写しを添付すること。

(別記第5号様式)  
第 号

認定証

氏名  
生年月日 年 月 日

北海道農薬指導士認定事業実施要綱に基づき北海道農薬指導士として認定します。

ただし、認定期間は、 年 月 日までとします。

年 月 日

北海道知事